不利益処分の処分基準

処	分の内容	特定空家等に対する措置(緊急代執行)
根挑	処法令及び条項	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第11項
所	管部課係名	まちづくり未来部建築審査課住宅係
処	関係条項	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第16項 行政代執行法第2条及び第3条第3項
		未設定(前例事務処理がないため)
分		
	基準	
	(未設定の場	
	合はその理由)	
基		
		管理不会空気等及が歴史の安等に対する世界に関する適切
	参 考 事 項	管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切 な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)
準	設定等年月日	令和6年10月1日設定(令和年月日最終変更)